



東労発安 1104 第 1 号
令和 2 年 11 月 4 日

一般社団法人東京経営者協会
会長 富田 哲郎 殿

東京労働局長
土田 浩史



外国人労働者問題啓発月間及び外国人雇用状況届出制度の周知について（協力依頼）

霜降の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として入国、在留する外国人は増加していますが、その就労状況を見ますと、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと等の問題があるほか、我が国の労働市場に悪影響を及ぼす不法就労も依然として多い状況にあります。

このような状況を受け、政府として毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、外国人の雇用管理改善等に係る周知、啓発のための各種事業を実施しているところではございますが、本年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み11月を政府全体として「労働者問題啓発月間」と位置づけ、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

また、雇用対策法により事業主の皆様には、「外国人雇用状況届出制度」に基づく届出義務が課せられるとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく適切な雇用管理が求められていることは既にご案内のとおりでございます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮に存じますが、傘下の事業主の皆様に対する「本月間」及び「外国人雇用状況届出制度」に係る周知について、下記により特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの掲出及びパンフレット・リーフレットの配布
貴団体事務室内に別添のポスター掲出とパンフレット・リーフレットの備え付けをお願いいたします。
- 2 ホームページ及び機関誌等への記事掲載
貴団体のホームページ・機関誌・メールマガジン等に可能な範囲で記事を掲載していただければ幸いに存じます。
なお、ご参考までに周知用記事の記載例を添付いたしました。

〈本件についての連絡先〉

東京労働局 職業安定部 職業対策課 特別雇用対策係
TEL 03-3512-1662 担当 岩崎・坂本